

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

：平成24年度4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

#### 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2級サービス提供責任者を配置している場合(※)	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (170単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+70単位(210単位を限度)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100  特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100  特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (254単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (402単位)										
	(4) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (190単位)										
	(2) 45分以上 (235単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき (1)の90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (1)の80/100)										

：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※平成24年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事する2級訪問介護員が、平成25年3月31日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級訪問介護員研修を修了することが確実に見込まれる旨を都道府県に届け出ている場合は、平成25年3月31日までの間、当該サービス提供責任者が従事する指定訪問介護事業所に対する減算を行わない。  
 ※緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)							
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (316単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位											
	(2) 30分未満 (472単位)																
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)																
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,138単位)																
	(5) 理学療法士等の場合 (316単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100				+300単位		+15/100	+10/100	+5/100			1月につき +540単位	1月につき (I)の場合 +500単位又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2000単位		
	(2) 30分未満 (381単位)																
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)																
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (811単位)																
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,920単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100															
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																	
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																	
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																	
ト サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算)																
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)																

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

#### 4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 305単位	×90/100	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### 5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (290単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (261単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (550単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (385単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (350単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (530単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (350単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (300単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (400単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (360単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分		注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合																																				
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (461単位) 要介護2 (529単位) 要介護3 (596単位) 要介護4 (663単位) 要介護5 (729単位)		×70/100																																													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (700単位) 要介護2 (825単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,074単位) 要介護5 (1,199単位)																																															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (809単位) 要介護2 (951単位) 要介護3 (1,100単位) 要介護4 (1,248単位) 要介護5 (1,395単位)																																															
	ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満												要介護1 (400単位) 要介護2 (457単位) 要介護3 (514単位) 要介護4 (571単位) 要介護5 (628単位)	×70/100	×70/100			1日につき+50単位	1日につき+42単位	1日につき+50単位	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+94単位																								
		(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (602単位) 要介護2 (708単位) 要介護3 (814単位) 要介護4 (920単位) 要介護5 (1,026単位)																																			
		(3) 7時間以上9時間未満												要介護1 (690単位) 要介護2 (811単位) 要介護3 (937単位) 要介護4 (1,063単位) 要介護5 (1,188単位)																																			
		ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)												(1) 3時間以上5時間未満												要介護1 (393単位) 要介護2 (449単位) 要介護3 (505単位) 要介護4 (561単位) 要介護5 (617単位)	×70/100	×70/100		+5/100																			
														(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (592単位) 要介護2 (696単位) 要介護3 (800単位) 要介護4 (904単位) 要介護5 (1,009単位)																							
														(3) 7時間以上9時間未満												要介護1 (678単位) 要介護2 (797単位) 要介護3 (921単位) 要介護4 (1,045単位) 要介護5 (1,168単位)																							
														ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)												(1) 3時間以上5時間未満												要介護1 (383単位) 要介護2 (437単位) 要介護3 (492単位) 要介護4 (546単位) 要介護5 (601単位)	×70/100										
																										(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (576単位) 要介護2 (678単位) 要介護3 (779単位) 要介護4 (880単位) 要介護5 (982単位)											
																										(3) 7時間以上9時間未満												要介護1 (660単位) 要介護2 (776単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (1,017単位) 要介護5 (1,137単位)											
ホ 療養通所介護費			(1) 3時間以上6時間未満	(1,000単位)																																													
			(2) 6時間以上8時間未満	(1,500単位)																																													
ヘ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																																														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																																																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																																																
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/100)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																																														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)																																																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																																																

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (270単位)	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	重度療養管理加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	
		要介護2 (300単位)																	
		要介護3 (330単位)																	
		要介護4 (360単位)																	
		要介護5 (390単位)																	
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (284単位)																	
		要介護2 (340単位)																	
		要介護3 (397単位)																	
		要介護4 (453単位)																	
		要介護5 (509単位)																	
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (386単位)																	
		要介護2 (463単位)																	
		要介護3 (540単位)																	
		要介護4 (617単位)																	
		要介護5 (694単位)																	
(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (502単位)																		
	要介護2 (610単位)																		
	要介護3 (717単位)																		
	要介護4 (824単位)																		
	要介護5 (931単位)																		
(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (671単位)																		
	要介護2 (821単位)																		
	要介護3 (970単位)																		
	要介護4 (1,121単位)																		
	要介護5 (1,271単位)																		
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (270単位)	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内(1日につき+120単位)	1日につき+50単位	550単位(月1回を限度)	1月につき+230単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+60単位)	1回につき+80単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)
		要介護2 (300単位)																	
		要介護3 (330単位)																	
		要介護4 (360単位)																	
		要介護5 (390単位)																	
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (284単位)																	
		要介護2 (340単位)																	
		要介護3 (397単位)																	
		要介護4 (453単位)																	
		要介護5 (509単位)																	
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (386単位)																	
		要介護2 (463単位)																	
		要介護3 (540単位)																	
		要介護4 (617単位)																	
		要介護5 (694単位)																	
(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (502単位)																		
	要介護2 (610単位)																		
	要介護3 (717単位)																		
	要介護4 (824単位)																		
	要介護5 (931単位)																		
(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (671単位)																		
	要介護2 (821単位)																		
	要介護3 (970単位)																		
	要介護4 (1,121単位)																		
	要介護5 (1,271単位)																		
ロ 大規模の事業所(Ⅰ)の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (265単位)	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+60単位)	1日につき+50単位	550単位(月1回を限度)	1月につき+230単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+60単位)	1回につき+80単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)
		要介護2 (295単位)																	
		要介護3 (324単位)																	
		要介護4 (354単位)																	
		要介護5 (383単位)																	
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (278単位)																	
		要介護2 (334単位)																	
		要介護3 (390単位)																	
		要介護4 (445単位)																	
		要介護5 (501単位)																	
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (379単位)																	
		要介護2 (455単位)																	
		要介護3 (531単位)																	
		要介護4 (606単位)																	
		要介護5 (682単位)																	
(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (494単位)																		
	要介護2 (599単位)																		
	要介護3 (704単位)																		
	要介護4 (810単位)																		
	要介護5 (916単位)																		
(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (659単位)																		
	要介護2 (807単位)																		
	要介護3 (954単位)																		
	要介護4 (1,101単位)																		
	要介護5 (1,249単位)																		
(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (265単位)	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+60単位)	1日につき+50単位	550単位(月1回を限度)	1月につき+230単位	退所・退院日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内(1日につき+60単位)	1回につき+80単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1日につき+60単位	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	1日につき+100単位(要介護4-5に限る)	
	要介護2 (295単位)																		
	要介護3 (324単位)																		
	要介護4 (354単位)																		
	要介護5 (383単位)																		
(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (278単位)																		
	要介護2 (334単位)																		
	要介護3 (390単位)																		
	要介護4 (445単位)																		
	要介護5 (501単位)																		
(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (379単位)																		
	要介護2 (455単位)																		
	要介護3 (531単位)																		
	要介護4 (606単位)																		
	要介護5 (682単位)																		
(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (494単位)																		
	要介護2 (599単位)																		
	要介護3 (704単位)																		
	要介護4 (810単位)																		
	要介護5 (916単位)																		
(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (659単位)																		
	要介護2 (807単位)																		
	要介護3 (954単位)																		
	要介護4 (1,101単位)																		
	要介護5 (1,249単位)																		

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
ハ 大規模の事業所(Ⅱ)の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (258単位)	1日につき+30単位														
			要介護2 (287単位)															
			要介護3 (315単位)															
			要介護4 (344単位)															
			要介護5 (373単位)															
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (271単位)															
			要介護2 (326単位)															
			要介護3 (379単位)															
			要介護4 (434単位)															
			要介護5 (487単位)															
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (369単位)																
		要介護2 (443単位)																
		要介護3 (516単位)																
		要介護4 (590単位)																
		要介護5 (664単位)																
	(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (480単位)																
		要介護2 (583単位)																
		要介護3 (686単位)																
		要介護4 (788単位)																
		要介護5 (891単位)																
(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (642単位)	8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位																
	要介護2 (785単位)																	
	要介護3 (929単位)																	
	要介護4 (1,072単位)																	
	要介護5 (1,216単位)																	
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (258単位)	1日につき+30単位															
		要介護2 (287単位)																
		要介護3 (315単位)																
		要介護4 (344単位)																
		要介護5 (373単位)																
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (271単位)																
		要介護2 (326単位)																
		要介護3 (379単位)																
		要介護4 (434単位)																
		要介護5 (487単位)																
(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (369単位)																	
	要介護2 (443単位)																	
	要介護3 (516単位)																	
	要介護4 (590単位)																	
	要介護5 (664単位)																	
(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (480単位)																	
	要介護2 (583単位)																	
	要介護3 (686単位)																	
	要介護4 (788単位)																	
	要介護5 (891単位)																	
(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (642単位)	8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位																
	要介護2 (785単位)																	
	要介護3 (929単位)																	
	要介護4 (1,072単位)																	
	要介護5 (1,216単位)																	
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)																	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																	
注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																		

8 短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定 員を超える場合 又は	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配 置加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合	緊急短期入 所体制確保 加算	緊急短期入 所受入加算	
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	要介護1 ( 645 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限 度)	+120単位	片道につき +184単位	+40単位	+60単位 (7日間を 限度)	
		要介護2 ( 715 単位)														
		要介護3 ( 787 単位)														
		要介護4 ( 857 単位)														
		要介護5 ( 926 単位)														
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	要介護1 ( 718 単位)														
		要介護2 ( 787 単位)														
		要介護3 ( 858 単位)														
		要介護4 ( 927 単位)														
		要介護5 ( 995 単位)														
	ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニッ ト型短期入所生活 介護費														要介護1 ( 609 単位)
																要介護2 ( 679 単位)
要介護3 ( 751 単位)																
要介護4 ( 821 単位)																
要介護5 ( 890 単位)																
(2) 併設型ユニッ ト型短期入所生活 介護費		要介護1 ( 682 単位)														
		要介護2 ( 751 単位)														
		要介護3 ( 822 単位)														
		要介護4 ( 891 単位)														
		要介護5 ( 959 単位)														
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	(1) 単独型ユニッ ト型短期入所生活 介護費	要介護1 ( 747 単位)														
		要介護2 ( 817 単位)														
		要介護3 ( 890 単位)														
		要介護4 ( 960 単位)														
		要介護5 ( 1,029 単位)														
	(2) 併設型ユニッ ト型短期入所生活 介護費	要介護1 ( 747 単位)														
		要介護2 ( 817 単位)														
		要介護3 ( 890 単位)														
		要介護4 ( 960 単位)														
		要介護5 ( 1,029 単位)														
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)															
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)															
ヘ 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																



注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)	
： 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

※ PT・OT・STIによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (720単位)									
			要介護2 (828単位)									
			要介護3 (1,061単位)									
			要介護4 (1,161単位)									
			要介護5 (1,250単位)									
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (829単位)									
			要介護2 (937単位)									
			要介護3 (1,170単位)									
			要介護4 (1,269単位)									
			要介護5 (1,359単位)									
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (661単位)									
			要介護2 (768単位)									
			要介護3 (925単位)									
			要介護4 (1,078単位)									
			要介護5 (1,119単位)									
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (720単位)									
			要介護2 (828単位)									
			要介護3 (975単位)									
			要介護4 (1,064単位)									
			要介護5 (1,154単位)									
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<8.1> 介護<4.1>	b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (829単位)									
			要介護2 (937単位)									
			要介護3 (1,084単位)									
			要介護4 (1,173単位)									
			要介護5 (1,263単位)									
	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (720単位)								
				要介護2 (828単位)								
				要介護3 (934単位)								
				要介護4 (1,023単位)								
				要介護5 (1,112単位)								
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (829単位)									
			要介護2 (937単位)									
			要介護3 (1,043単位)									
			要介護4 (1,132単位)									
			要介護5 (1,221単位)									
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (832単位)								
				要介護2 (940単位)								
				要介護3 (1,173単位)								
				要介護4 (1,272単位)								
				要介護5 (1,362単位)								
	(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (832単位)									
			要介護2 (940単位)									
			要介護3 (1,087単位)									
			要介護4 (1,176単位)									
			要介護5 (1,265単位)									
	(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(650単位)									
		(二) 4時間以上6時間未満	(900単位)									
		(三) 6時間以上8時間未満	(1,250単位)									
	(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)										
	(7) 特定診療費											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×11/1000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十(一)の90/100)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十(一)の80/100)											
注		注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計										
注 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (701単位)	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
			要介護2 (752単位)								
			要介護3 (803単位)								
			要介護4 (853単位)								
			要介護5 (904単位)								
		要介護1 (810単位)									
	b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護2 (861単位)									
		要介護3 (912単位)									
		要介護4 (962単位)									
		要介護5 (1,013単位)									
		(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>								要介護1 (613単位)
											要介護2 (658単位)
要介護3 (703単位)											
要介護4 (748単位)											
要介護5 (794単位)											
b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (722単位)										
	要介護2 (767単位)										
	要介護3 (812単位)										
	要介護4 (857単位)										
	要介護5 (903単位)										
	(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (813単位)	×97/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位		
要介護2 (864単位)											
要介護3 (915単位)											
要介護4 (965単位)											
要介護5 (1,016単位)											
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>		要介護1 (813単位)									
		要介護2 (864単位)									
		要介護3 (915単位)									
		要介護4 (965単位)									
		要介護5 (1,016単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (650単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位				
	(二) 4時間以上6時間未満 (900単位)										
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,250単位)										
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)										

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護士が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,048 単位) 要介護2 (1,113 単位) 要介護3 (1,179 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,312 単位)	要介護1 (1,157 単位) 要介護2 (1,222 単位) 要介護3 (1,288 単位) 要介護4 (1,355 単位) 要介護5 (1,420 単位)						
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (991 単位) 要介護2 (1,060 単位) 要介護3 (1,129 単位) 要介護4 (1,199 単位) 要介護5 (1,267 単位)	要介護1 (1,100 単位) 要介護2 (1,169 単位) 要介護3 (1,238 単位) 要介護4 (1,308 単位) 要介護5 (1,376 単位)							
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,030 単位) 要介護2 (1,097 単位) 要介護3 (1,164 単位) 要介護4 (1,231 単位) 要介護5 (1,297 単位)	要介護1 (1,071 単位) 要介護2 (1,139 単位) 要介護3 (1,206 単位) 要介護4 (1,273 単位) 要介護5 (1,340 単位)						
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (947 単位) 要介護2 (1,012 単位) 要介護3 (1,078 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,211 単位)	要介護1 (1,056 単位) 要介護2 (1,121 単位) 要介護3 (1,187 単位) 要介護4 (1,254 単位) 要介護5 (1,319 単位)							
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (952 単位) 要介護2 (1,017 単位) 要介護3 (1,084 単位) 要介護4 (1,150 単位) 要介護5 (1,215 単位)	要介護1 (995 単位) 要介護2 (1,060 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,259 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (886 単位) 要介護2 (952 単位) 要介護3 (1,017 単位) 要介護4 (1,084 単位) 要介護5 (1,150 単位)	要介護1 (995 単位) 要介護2 (1,060 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,259 単位)							
	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (947 単位) 要介護2 (1,012 単位) 要介護3 (1,078 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,211 単位)	要介護1 (1,056 単位) 要介護2 (1,121 単位) 要介護3 (1,187 単位) 要介護4 (1,254 単位) 要介護5 (1,319 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (886 単位) 要介護2 (952 単位) 要介護3 (1,017 単位) 要介護4 (1,084 単位) 要介護5 (1,150 単位)	要介護1 (995 単位) 要介護2 (1,060 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,259 単位)							
	(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (947 単位) 要介護2 (1,012 単位) 要介護3 (1,078 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,211 単位)	要介護1 (1,056 単位) 要介護2 (1,121 単位) 要介護3 (1,187 単位) 要介護4 (1,254 単位) 要介護5 (1,319 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (886 単位) 要介護2 (952 単位) 要介護3 (1,017 単位) 要介護4 (1,084 単位) 要介護5 (1,150 単位)	要介護1 (995 単位) 要介護2 (1,060 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,259 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (790 単位) 要介護2 (855 単位) 要介護3 (921 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,054 単位)	要介護1 (899 単位) 要介護2 (964 単位) 要介護3 (1,030 単位) 要介護4 (1,097 単位) 要介護5 (1,162 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,160 単位) 要介護2 (1,225 単位) 要介護3 (1,291 単位) 要介護4 (1,358 単位) 要介護5 (1,423 単位)	要介護1 (1,160 単位) 要介護2 (1,225 単位) 要介護3 (1,291 単位) 要介護4 (1,358 単位) 要介護5 (1,423 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,160 単位) 要介護2 (1,225 単位) 要介護3 (1,291 単位) 要介護4 (1,358 単位) 要介護5 (1,423 単位)	要介護1 (1,160 単位) 要介護2 (1,225 単位) 要介護3 (1,291 単位) 要介護4 (1,358 単位) 要介護5 (1,423 単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,103 単位) 要介護2 (1,172 単位) 要介護3 (1,241 単位) 要介護4 (1,311 単位) 要介護5 (1,379 単位)	要介護1 (1,103 単位) 要介護2 (1,172 単位) 要介護3 (1,241 単位) 要介護4 (1,311 単位) 要介護5 (1,379 単位)							
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,103 単位) 要介護2 (1,172 単位) 要介護3 (1,241 単位) 要介護4 (1,311 単位) 要介護5 (1,379 単位)	要介護1 (1,103 単位) 要介護2 (1,172 単位) 要介護3 (1,241 単位) 要介護4 (1,311 単位) 要介護5 (1,379 単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,103 単位) 要介護2 (1,172 単位) 要介護3 (1,241 単位) 要介護4 (1,311 単位) 要介護5 (1,379 単位)	要介護1 (1,103 単位) 要介護2 (1,172 単位) 要介護3 (1,241 単位) 要介護4 (1,311 単位) 要介護5 (1,379 単位)							
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(650 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満	(900 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,250 単位)									
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)										
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 12単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×11/1000)									
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +(一)の90/100)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +(一)の80/100)									
			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 医療機関連携加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (560 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位		
	要介護2 (628 単位)							
	要介護3 (700 単位)							
	要介護4 (768 単位)							
	要介護5 (838 単位)							
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 86単位)	要介護1 (560 単位)	×70/100					1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 270単位に 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 90単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37 単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間 15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位 を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位 所要時間1時間15分以上の場合 270単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
	要介護2 (628 単位)							
	要介護3 (700 単位)							
	要介護4 (768 単位)							
	要介護5 (838 単位)							
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (560 単位) 要介護2 (628 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (768 単位) 要介護5 (838 単位)	×70/100					1日につき +10単位	
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計					
※ 限度額	要介護1 17,024単位 要介護2 19,091単位 要介護3 21,280単位 要介護4 23,347単位 要介護5 25,475単位							
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。								

11 福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (理に指定福祉用具貸与に要した費用の当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
車いす			
車いす付属品			
特殊寝台			
特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排泄処理装置			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,000単位) 要介護3・4・5 (1,300単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (500単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (650単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (300単位)					
			要介護3・4・5 (390単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算		(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)						
		(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)						
ニ 入院時情報連携加算		(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)						
		(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)						
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)								
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)								
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
リ 複合型サービス事業所連携加算 (+300単位)								
ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造  
1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (577単位) 要介護2 (647単位) 要介護3 (719単位) 要介護4 (789単位) 要介護5 (858単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+23単位	入所定員31人以上50人以下 6単位	入所定員30人 又は51人以上 4単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位
		b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	要介護1 (630単位) 要介護2 (699単位) 要介護3 (770単位) 要介護4 (839単位) 要介護5 (907単位)											
		c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 (623単位) 要介護2 (691単位) 要介護3 (762単位) 要介護4 (831単位) 要介護5 (898単位)											
		a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (738単位) 要介護2 (804単位) 要介護3 (875単位) 要介護4 (941単位) 要介護5 (1,007単位)											
		b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	要介護1 (789単位) 要介護2 (853単位) 要介護3 (924単位) 要介護4 (989単位) 要介護5 (1,054単位)											
		c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 (790単位) 要介護2 (845単位) 要介護3 (914単位) 要介護4 (979単位) 要介護5 (1,043単位)											
	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (577単位) 要介護2-3 (689単位) 要介護4-5 (823単位)											
		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	要介護1 (630単位) 要介護2-3 (740単位) 要介護4-5 (873単位)											
		c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 (623単位) 要介護2-3 (733単位) 要介護4-5 (864単位)											
		a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (738単位) 要介護2-3 (844単位) 要介護4-5 (973単位)											
		b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <多床室(平成24年4月1日以前に整備)>	要介護1 (789単位) 要介護2-3 (894単位) 要介護4-5 (1,021単位)											
		c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ) <多床室(平成24年4月1日以後に新設)>	要介護1 (780単位) 要介護2-3 (885単位) 要介護4-5 (1,011単位)											
ロ ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (659単位) 要介護2 (729単位) 要介護3 (802単位) 要介護4 (872単位) 要介護5 (941単位)	×97/100	+23単位	+23単位	入所定員31人以上50人以下 6単位	入所定員30人 又は51人以上 4単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	
		b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (659単位) 要介護2 (729単位) 要介護3 (802単位) 要介護4 (872単位) 要介護5 (941単位)											
		a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (808単位) 要介護2 (874単位) 要介護3 (945単位) 要介護4 (1,012単位) 要介護5 (1,078単位)											
		b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (808単位) 要介護2 (874単位) 要介護3 (945単位) 要介護4 (1,012単位) 要介護5 (1,078単位)											
		a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (659単位) 要介護2-3 (761単位) 要介護4-5 (897単位)											
		b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (659単位) 要介護2-3 (761単位) 要介護4-5 (897単位)											
	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (808単位) 要介護2-3 (915単位) 要介護4-5 (1,044単位)											
		b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (808単位) 要介護2-3 (915単位) 要介護4-5 (1,044単位)											
		a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (659単位) 要介護2 (729単位) 要介護3 (802単位) 要介護4 (872単位) 要介護5 (941単位)											
		b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (659単位) 要介護2 (729単位) 要介護3 (802単位) 要介護4 (872単位) 要介護5 (941単位)											
		a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (808単位) 要介護2 (874単位) 要介護3 (945単位) 要介護4 (1,012単位) 要介護5 (1,078単位)											
		b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (808単位) 要介護2 (874単位) 要介護3 (945単位) 要介護4 (1,012単位) 要介護5 (1,078単位)											
注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)													
注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定													
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)													
ニ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)													
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)													
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)													
	(4) 退所前連携加算 (500単位)													
ホ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)													
ヘ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)													
ト 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(28単位)												
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(5単位)												
チ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)													
リ 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)													
ヌ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)													
ル 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)													
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)													
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)													
ラ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)													
ワ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)													
カ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
キ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日以内に1日につき200単位を加算)													
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
ケ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×25/100)													
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)													

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注																				
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算																		
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>【従来型】	要介護1 ( 710 単位) 要介護2 ( 757 単位) 要介護3 ( 820 単位) 要介護4 ( 872 単位) 要介護5 ( 925 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +21単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 739 単位) 要介護2 ( 811 単位) 要介護3 ( 873 単位) 要介護4 ( 930 単位) 要介護5 ( 985 単位)									1日につき +21単位																		
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) <多床室>【従来型】	要介護1 ( 786 単位) 要介護2 ( 834 単位) 要介護3 ( 897 単位) 要介護4 ( 950 単位) 要介護5 ( 1,003 単位)																											
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 819 単位) 要介護2 ( 893 単位) 要介護3 ( 956 単位) 要介護4 ( 1,012 単位) 要介護5 ( 1,068 単位)																											
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健: 看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 818 単位) 要介護3 ( 933 単位) 要介護4 ( 1,009 単位) 要介護5 ( 1,085 単位)									×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +21単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 818 単位) 要介護3 ( 1,002 単位) 要介護4 ( 1,078 単位) 要介護5 ( 1,154 単位)																											
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 897 単位) 要介護3 ( 1,012 単位) 要介護4 ( 1,088 単位) 要介護5 ( 1,164 単位)																											
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) <多床室>【療養強化型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 897 単位) 要介護3 ( 1,081 単位) 要介護4 ( 1,157 単位) 要介護5 ( 1,233 単位)																											
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) <療養型老健: 看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 812 単位) 要介護3 ( 906 単位) 要介護4 ( 982 単位) 要介護5 ( 1,058 単位)																	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +21単位		
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 735 単位) 要介護2 ( 812 単位) 要介護3 ( 975 単位) 要介護4 ( 1,051 単位) 要介護5 ( 1,127 単位)																											
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 891 単位) 要介護3 ( 985 単位) 要介護4 ( 1,061 単位) 要介護5 ( 1,137 単位)																											
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) <多床室>【療養強化型】	要介護1 ( 814 単位) 要介護2 ( 891 単位) 要介護3 ( 1,054 単位) 要介護4 ( 1,130 単位) 要介護5 ( 1,206 単位)																											
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>【従来型】	要介護1 ( 789 単位) 要介護2 ( 836 単位) 要介護3 ( 900 単位) 要介護4 ( 953 単位) 要介護5 ( 1,006 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位																	1日につき +21単位		
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 822 単位) 要介護2 ( 896 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,015 単位) 要介護5 ( 1,071 単位)																											
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) <ユニット型準個室>【従来型】	要介護1 ( 789 単位) 要介護2 ( 836 単位) 要介護3 ( 900 単位) 要介護4 ( 953 単位) 要介護5 ( 1,006 単位)																											
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) <ユニット型準個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 822 単位) 要介護2 ( 896 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,015 単位) 要介護5 ( 1,071 単位)																											
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健: 看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,094 単位) 要介護4 ( 1,170 単位) 要介護5 ( 1,246 単位)									×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位									1日につき +120単位	1日につき +21単位	
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,163 単位) 要介護4 ( 1,239 単位) 要介護5 ( 1,315 単位)																											
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,094 単位) 要介護4 ( 1,170 単位) 要介護5 ( 1,246 単位)																											
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) <ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 979 単位) 要介護3 ( 1,163 単位) 要介護4 ( 1,239 単位) 要介護5 ( 1,315 単位)																											
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <療養型老健: 看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,067 単位) 要介護4 ( 1,143 単位) 要介護5 ( 1,219 単位)																	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位		1日につき +120単位	1日につき +21単位
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,136 単位) 要介護4 ( 1,212 単位) 要介護5 ( 1,288 単位)																											
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,067 単位) 要介護4 ( 1,143 単位) 要介護5 ( 1,219 単位)																											
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) <ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 ( 896 単位) 要介護2 ( 973 単位) 要介護3 ( 1,136 単位) 要介護4 ( 1,212 単位) 要介護5 ( 1,288 単位)																											

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(1日につき 27単位を加算)	
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 入所前後訪問指導加算	在宅強化型の場合 (1回につき 460単位を加算)	
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 460単位を加算)	
ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算 在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)
		(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度) 在宅強化型の場合 (460単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)
		(三) 退所時指導加算 (400単位)
		(四) 退所時情報提供加算 (500単位)
		(五) 退所前連携加算 (500単位)
	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ヘ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
ト 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
チ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
リ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	
ヌ 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	
ル 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ヲ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)	
ワ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
(2) 特定治療		
カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき300単位を算定)	
	療養型老健の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき300単位を算定)	
ヨ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
レ 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を加算)	
ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
	在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定

注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合  
注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合  
口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない

注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注				
夜勤を行う職員の数 勤務条件基準を 満たさない場合		入院患者の数が 入院患者の定員を 超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合 又は	介護支援専門員 の員数が基準に満 たない場合 又は	看護師が基準に定 められた看護職員 の員数に20/100 を乗じて得た数未 満の場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出たもの で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合 又は	僻地の医師確保 計画を届出たもの で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合 又は	常勤のユニットリー ダーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	趣下幅が設備基 準を満たさない場 合	医師の配置につ いて医療法施行 規則第49条の規 定が適用されて いる場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に関 する基準の区分 による加算	若年性認知症患 者受入加算
(1) 療養型 介護療養 施設サービス 費 (1日につき)	(一) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 670 単位) 要介護2 ( 778 単位) 要介護3 ( 1,011 単位) 要介護4 ( 1,111 単位) 要介護5 ( 1,200 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床 療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護 (Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護 (Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護 (Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護 (Ⅳ) +7単位	+120単位	
		b.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 779 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 1,120 単位) 要介護4 ( 1,219 単位) 要介護5 ( 1,309 単位)									
	(二) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<6.1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 611 単位) 要介護2 ( 719 単位) 要介護3 ( 875 単位) 要介護4 ( 1,028 単位) 要介護5 ( 1,069 単位)									
		b.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 720 単位) 要介護2 ( 827 単位) 要介護3 ( 984 単位) 要介護4 ( 1,137 単位) 要介護5 ( 1,178 単位)									
	(三) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 582 単位) 要介護2 ( 691 単位) 要介護3 ( 839 単位) 要介護4 ( 993 単位) 要介護5 ( 1,033 単位)									
		b.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 691 単位) 要介護2 ( 800 単位) 要介護3 ( 948 単位) 要介護4 ( 1,102 単位) 要介護5 ( 1,142 単位)									
(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) 療養型 経過型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 670 単位) 要介護2 ( 778 単位) 要介護3 ( 925 単位) 要介護4 ( 1,014 単位) 要介護5 ( 1,104 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床 療養環境減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護 (Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護 (Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護 (Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護 (Ⅳ) +7単位	+120単位	
		b.療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 779 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 1,034 単位) 要介護4 ( 1,123 単位) 要介護5 ( 1,213 単位)									
	(二) 療養型 経過型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) 看護<8.1> 介護<4.1>	a.療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 670 単位) 要介護2 ( 778 単位) 要介護3 ( 884 単位) 要介護4 ( 973 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)									
		b.療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 779 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 993 単位) 要介護4 ( 1,082 単位) 要介護5 ( 1,171 単位)									
	(3) ユニット 型療養型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,123 単位) 要介護4 ( 1,222 単位) 要介護5 ( 1,312 単位)									
		(二) ユニット型療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,123 単位) 要介護4 ( 1,222 単位) 要介護5 ( 1,312 単位)									
(4) ユニット 型療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,037 単位) 要介護4 ( 1,126 単位) 要介護5 ( 1,215 単位)										
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 782 単位) 要介護2 ( 890 単位) 要介護3 ( 1,037 単位) 要介護4 ( 1,126 単位) 要介護5 ( 1,215 単位)										
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)												
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)										
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)												
(6) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)										
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)										
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合									
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合									
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合									
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)												
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)												
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)												
(9) 経口維持加算 (1日につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)											
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)											
(10) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合										
(11) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない										
(12) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)												
(14) 特定診療費												
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)												
(17) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位数は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)											

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

口 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 651 単位) 要介護2 ( 702 単位) 要介護3 ( 753 単位) 要介護4 ( 803 単位) 要介護5 ( 854 単位)	
		b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 760 単位) 要介護2 ( 811 単位) 要介護3 ( 862 単位) 要介護4 ( 912 単位) 要介護5 ( 963 単位)	
		(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 563 単位) 要介護2 ( 608 単位) 要介護3 ( 653 単位) 要介護4 ( 698 単位) 要介護5 ( 744 単位)
			b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 672 単位) 要介護2 ( 717 単位) 要介護3 ( 762 単位) 要介護4 ( 807 単位) 要介護5 ( 853 単位)
	(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 814 単位) 要介護3 ( 865 単位) 要介護4 ( 915 単位) 要介護5 ( 966 単位)
			(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 814 単位) 要介護3 ( 865 単位) 要介護4 ( 915 単位) 要介護5 ( 966 単位)
	注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)			
	注 外泊時費用			
注 他科受診時費用				
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a. 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)		
		b. 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)		
		c. 退院時指導加算	(400単位)	
		d. 退院時情報提供加算	(500単位)	
	e. 退院前連携加算	(500単位)		
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)				
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)				
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)				
(7) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(I) (28単位)			
	(二) 経口維持加算(II) (5単位)			
(8) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)				
(9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)				
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)				
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)				
(12) 特定診療費				
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)			
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)			
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)				
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)			
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)			
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(-)の90/100)			
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(-)の80/100)			

注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
×70/100	×97/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位
注 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合			
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない			
注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計			

ハ 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症患者型介護療養施設サービス費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 998 単位) 要介護2 ( 1,063 単位) 要介護3 ( 1,129 単位) 要介護4 ( 1,196 単位) 要介護5 ( 1,262 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	
			b.認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 1,107 単位) 要介護2 ( 1,172 単位) 要介護3 ( 1,238 単位) 要介護4 ( 1,305 単位) 要介護5 ( 1,370 単位)					
		(二) 認知症患者型介護療養施設サービス費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 941 単位) 要介護2 ( 1,010 単位) 要介護3 ( 1,079 単位) 要介護4 ( 1,149 単位) 要介護5 ( 1,217 単位)					
			b.認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 1,050 単位) 要介護2 ( 1,119 単位) 要介護3 ( 1,188 単位) 要介護4 ( 1,258 単位) 要介護5 ( 1,326 単位)					
		(三) 認知症患者型介護療養施設サービス費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 912 単位) 要介護2 ( 980 単位) 要介護3 ( 1,047 単位) 要介護4 ( 1,114 単位) 要介護5 ( 1,181 単位)					
			b.認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 1,021 単位) 要介護2 ( 1,089 単位) 要介護3 ( 1,156 単位) 要介護4 ( 1,223 単位) 要介護5 ( 1,290 単位)					
	(四) 認知症患者型介護療養施設サービス費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 897 単位) 要介護2 ( 962 単位) 要介護3 ( 1,028 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,161 単位)						
		b.認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 1,006 単位) 要介護2 ( 1,071 単位) 要介護3 ( 1,137 単位) 要介護4 ( 1,204 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)						
	(五) 認知症患者型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 836 単位) 要介護2 ( 902 単位) 要介護3 ( 967 単位) 要介護4 ( 1,034 単位) 要介護5 ( 1,100 単位)						
		b.認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 945 単位) 要介護2 ( 1,010 単位) 要介護3 ( 1,076 単位) 要介護4 ( 1,143 単位) 要介護5 ( 1,209 単位)						
			要介護1 ( 740 単位) 要介護2 ( 805 単位) 要介護3 ( 871 単位) 要介護4 ( 938 単位) 要介護5 ( 1,004 単位)						
	(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 914 単位) 要介護3 ( 980 単位) 要介護4 ( 1,047 単位) 要介護5 ( 1,112 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	
		(二) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 1,110 単位) 要介護2 ( 1,175 単位) 要介護3 ( 1,241 単位) 要介護4 ( 1,308 単位) 要介護5 ( 1,373 単位)						
	(3) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)	a.ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,110 単位) 要介護2 ( 1,175 単位) 要介護3 ( 1,241 単位) 要介護4 ( 1,308 単位) 要介護5 ( 1,373 単位)	×97/100			
				b.ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 1,110 単位) 要介護2 ( 1,175 単位) 要介護3 ( 1,241 単位) 要介護4 ( 1,308 単位) 要介護5 ( 1,373 単位)				
一般病院			(二) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)	a.ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,053 単位) 要介護2 ( 1,122 単位) 要介護3 ( 1,191 単位) 要介護4 ( 1,261 単位) 要介護5 ( 1,329 単位)				
		b.ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型準個室>		要介護1 ( 1,053 単位) 要介護2 ( 1,122 単位) 要介護3 ( 1,191 単位) 要介護4 ( 1,261 単位) 要介護5 ( 1,329 単位)					

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)		
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(4) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		
(6) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(7) 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)		
(8) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(I)	(28単位)	
	(二) 経口維持加算(II)	(5単位)	
(9) 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない	
(11) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)		
(12) 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)		
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 12単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)	
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位数は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +(一)の90/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +(一)の80/100)	

# 介護報酬の算定構造(案)

## 介護予防サービス

：平成24年度4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 2級サービス提供責任者を配置している場合(※)	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1, 220単位)	×90/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2, 440単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3, 870単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計				

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成24年3月31日時点で、現にサービス提供責任者として従事する2級訪問介護員が、平成25年3月31日までに介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級訪問介護員研修を修了することが確実に見込まれる旨を都道府県に届け出ている場合は、平成25年3月31日までの間、当該サービス提供責任者が従事する指定訪問介護事業所に対する減算を行わない。

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 854単位)	×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

### 3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	事業所と同一建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (316単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位  30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (472単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,138単位)										
	(5) 理学療法士等の場合 (316単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100				+300単位				1月につき +290単位	
	(2) 30分未満 (381単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (811単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目を以降の緊急訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注
		事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	+5/100	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合				
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)					

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450単位)	
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (290単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (261単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (450単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (550単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (385単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (500単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (350単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (530単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (450単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (350単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (300単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (400単位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (360単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

## 6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,099単位)		×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
	要支援2 (1月につき 4,205単位)						-752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)							
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

注  
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 2,412単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2 (1月につき 4,828単位)					-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 2,412単位)					-376単位
		要支援2 (1月につき 4,828単位)					-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

注  
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注			注	注	注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 483 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 ( 600 単位)									
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 521 単位)									
		要支援2 ( 648 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 455 単位)								
		要支援2 ( 566 単位)									
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 499 単位)										
	要支援2 ( 614 単位)										
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 564 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 ( 686 単位)									
	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 564 単位)									
		要支援2 ( 686 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 533 単位)								
		要支援2 ( 662 単位)									
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 533 単位)										
	要支援2 ( 662 単位)										
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)									
		(2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
		(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×25/1000)									
		(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)の90/100)									
		(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)の80/100)									
				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
: 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注	注	注
			表動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の全 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニッ トリーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニッ トにおける体制 が未整備である 場合	夜勤職員配置 加算	リハビリテーショ ン機能強化加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【従来型】	要支援1 ( 576 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 ( 716 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 605 単位)									
		要支援2 ( 745 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【従来型】	要支援1 ( 612 単位)									
		要支援2 ( 766 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 645 単位)									
		要支援2 ( 799 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 580 単位)									
		要支援2 ( 720 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 580 単位)									
		要支援2 ( 720 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 773 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 773 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 580 単位)									
		要支援2 ( 720 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 ( 580 単位)									
		要支援2 ( 720 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 773 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 773 単位)										
(2) ユニット介護老人 保健施設介護予 防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養 介護費(Ⅰ)	a ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【従来型】	要支援1 ( 619 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 ( 775 単位)										
		b ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 652 単位)									
		要支援2 ( 808 単位)										
		c ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット準個室>【従来型】	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 775 単位)										
		d ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット準個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 652 単位)									
		要支援2 ( 808 単位)										
	(二) ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【療養型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
		b ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室>【療養強化型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
		c ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット準個室>【療養型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
		d ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット準個室>【療養強化型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
	(三) ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット個室>【療養型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
		b ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット個室>【療養強化型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
		c ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット準個室>【療養型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
		d ユニット介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット準個室>【療養強化型】	要支援1 ( 646 単位)									
		要支援2 ( 802 単位)										
注 特別療養費												
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)												
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
(4) 緊急時施設療養費			(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)									
(5) サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(6) 介護職員処遇改善加算			(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)									
			注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計									

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注							
			夜勤を行う職員 の勤務条件が 基準を満たさ ない場合	利用者の数及び 入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場 合	看護・介護職 員の員数が基 準を満たさな い場合 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100 を乗じて得た 数未満の場合 又は	僻地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は	僻地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第4 9条の規定が 適用されてい る場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合			
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(I)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 553 単位)															
		看護<6:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 615 単位)														
			a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 518 単位)														
			b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 580 単位)														
	(二) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(II)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援2 ( 642 単位)															
		看護<6:1> 介護<5:1>	b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <多床室>	要支援2 ( 725 単位)														
			a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 494 単位)														
			b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 556 単位)														
	(三) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(III)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) <従来型個室>	要支援2 ( 612 単位)															
		看護<6:1> 介護<6:1>	b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) <多床室>	要支援2 ( 695 単位)														
			a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 553 単位)														
			b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 615 単位)														
(2) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(I)	a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援2 ( 686 単位)															
		看護<6:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 ( 769 単位)														
			a.病院療養病床経過型介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 553 単位)														
			b.病院療養病床経過型介護 予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 615 単位)														
	(二) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a.病院療養病床経過型介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援2 ( 686 単位)															
		看護<8:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床経過型介護 予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 ( 769 単位)														
			a.病院療養病床経過型介護 予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 622 単位)														
			b.病院療養病床経過型介護 予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 778 単位)														
(3) ユニット型 病院療養病床 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護 予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 622 単位)																
		要支援2 ( 778 単位)																
	(二) ユニット型病院療養病床介護 予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 622 単位)																
		要支援2 ( 778 単位)																
(4) ユニット型 病院療養病床 経過型介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過 型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 622 単位)																
		要支援2 ( 778 単位)																
	(二) ユニット型病院療養病床経過 型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 622 単位)																
		要支援2 ( 778 単位)																
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																		
(6) 特定診療費																		
(7) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)																	
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)																	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)																	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/100)																	
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の/100)																	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の/100)																	
			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計															

注：特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注					
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	（一）診療所 介護予防短期 入所療養 介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1（ 536 単位）	×70/100	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない等ユニット ケアにおける体 制が未整備であ る場合	廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合					
			要支援2（ 665 単位）											
		b.診療所介護予防短期 入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1（ 598 単位）											
			要支援2（ 748 単位）											
	（二）診療所 介護予防短期 入所療養 介護費（Ⅱ） 看護・介護 <3:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1（ 468 単位）							×97/100	診療所設備基 準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2（ 580 単位）											
		b.診療所介護予防短期 入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1（ 535 単位）											
			要支援2（ 669 単位）											
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	（一）ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費（Ⅰ） <ユニット型個室>		要支援1（ 605 単位）											
			要支援2（ 757 単位）											
	（二）ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費（Ⅱ） <ユニット型準個室>		要支援1（ 605 単位）											
			要支援2（ 757 単位）											
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(4) 特定診療費														
(5) サービス提供体制強化加算	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (1日につき 12単位を加算)													
	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1日につき 6単位を加算)													
	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1日につき 6単位を加算)													
(6) 介護職員処遇改善加算	（一）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき +所定単位×11/1000)			注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の 合計										
	（二）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき +(一)の90/100)													
	（三）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +(一)の80/100)													

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 846 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
			要支援2 ( 1,006 単位)										
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 955 単位)										
			要支援2 ( 1,109 単位)										
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 780 単位)									
				要支援2 ( 948 単位)									
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 ( 842 単位)										
			要支援2 ( 1,031 単位)										
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 757 単位)										
			要支援2 ( 920 単位)										
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 819 単位)										
			要支援2 ( 1,003 単位)										
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)										
			要支援2 ( 905 単位)										
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 807 単位)										
要支援2 ( 988 単位)													
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 684 単位)											
		要支援2 ( 844 単位)											
	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 793 単位)											
		要支援2 ( 947 単位)											
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 588 単位)	×70/100	×90/100		-12単位	×90/100						
		要支援2 ( 748 単位)											
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 650 単位)											
		要支援2 ( 831 単位)											
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	要支援1 ( 957 単位)	×70/100	×90/100				×97/100			
			要支援2 ( 1,112 単位)										
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 957 単位)										
			要支援2 ( 1,112 単位)										
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	要支援1 ( 849 単位)									
			要支援2 ( 1,040 単位)										
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 849 単位)										
			要支援2 ( 1,040 単位)										
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)													
(5) 特定診療費													
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)									
				(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
				(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計								
				(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(-)の90/100)									
				(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(-)の80/100)									

: 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に 満たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たな い場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行 われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 196 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 ( 453 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 58 単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機 能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限 度とする。
ハ 介護職員 処遇改善 加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

※ 限度額 要支援1 4,970単位  
要支援2 10,400単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加 算	注 中山間地域等における小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算
介護予防福祉用具 貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費 用の額を当該事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/1 00を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限 度)

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(412単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造(案)

## 地域密着型サービス

：平成24年度4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設サービス
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 6,670 単位)	-145単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上ター ミナルケアを 行った場合 +2,000単 位
		要介護2 ( 11,120 単位)	-242単位						
		要介護3 ( 17,800 単位)	-386単位						
		要介護4 ( 22,250 単位)	-483単位						
		要介護5 ( 26,700 単位)	-580単位						
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 9,270 単位)	-201単位						
		要介護2 ( 13,920 単位)	-302単位						
		要介護3 ( 20,720 単位)	-450単位						
		要介護4 ( 25,310 単位)	-550単位						
		要介護5 ( 30,450 単位)	-661単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 6,670 単位)	-145単位							
	要介護2 ( 11,120 単位)	-242単位							
	要介護3 ( 17,800 単位)	-386単位							
	要介護4 ( 22,250 単位)	-483単位							
	要介護5 ( 26,700 単位)	-580単位							
ハ 初期加算 単位) (1日につき +30									
ニ 退院時共同指導加算 一 体定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 単位) (1回につき +600									
ホ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×40/100)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)								
： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目									

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 381単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 580単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 780単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,760単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)		
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

3 認知症対応型通所介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合		
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(i)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (589単位)	×70/100	×70/100	×63/100								
			要介護2 (648単位)											
			要介護3 (708単位)											
			要介護4 (768単位)											
			要介護5 (827単位)											
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (904単位)											
			要介護2 (1,001単位)											
			要介護3 (1,097単位)											
			要介護4 (1,194単位)											
			要介護5 (1,291単位)											
		(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (1,030単位)										9時間以上10時間未満の場合 +50単位	
			要介護2 (1,141単位)											
			要介護3 (1,253単位)											10時間以上11時間未満の場合 +100単位
			要介護4 (1,365単位)											
			要介護5 (1,477単位)											
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (533単位)	×70/100	×70/100	×63/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位			
		要介護2 (586単位)												
		要介護3 (639単位)												
		要介護4 (693単位)												
		要介護5 (746単位)												
	(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (813単位)												
		要介護2 (899単位)												
		要介護3 (986単位)												
		要介護4 (1,072単位)												
		要介護5 (1,159単位)												
	(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (924単位)										9時間以上10時間未満の場合 +50単位		
		要介護2 (1,024単位)												
		要介護3 (1,124単位)											10時間以上11時間未満の場合 +100単位	
		要介護4 (1,224単位)												
		要介護5 (1,324単位)												11時間以上12時間未満の場合 +150単位
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (268単位)	×63/100											
		要介護2 (278単位)												
		要介護3 (287単位)												
		要介護4 (297単位)												
		要介護5 (307単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (436単位)												
		要介護2 (451単位)												
		要介護3 (467単位)												
		要介護4 (483単位)												
		要介護5 (499単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (503単位)										9時間以上10時間未満の場合 +50単位		
		要介護2 (521単位)												
		要介護3 (539単位)											10時間以上11時間未満の場合 +100単位	
		要介護4 (557単位)												
		要介護5 (575単位)												11時間以上12時間未満の場合 +150単位
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)													
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)													

： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要介護1 ( 11,430 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
	要介護2 ( 16,325 単位)				
	要介護3 ( 23,286 単位)				
	要介護4 ( 25,597 単位)				
	要介護5 ( 28,120 単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)				
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				

： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注		注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 802 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
		要介護2 ( 840 単位)						
		要介護3 ( 865 単位)						
		要介護4 ( 882 単位)						
		要介護5 ( 900 単位)						
(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 789 単位)							
	要介護2 ( 827 単位)							
	要介護3 ( 852 単位)							
	要介護4 ( 869 単位)							
	要介護5 ( 886 単位)							
ロ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 832 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)
		要介護2 ( 870 単位)						
		要介護3 ( 895 単位)						
		要介護4 ( 912 単位)						
		要介護5 ( 930 単位)						
(2) 短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 819 単位)							
	要介護2 ( 857 単位)							
	要介護3 ( 882 単位)							
	要介護4 ( 899 単位)							
	要介護5 ( 916 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)							
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)							
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)							

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 夜間看護体制加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 560 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +10単位
	要介護2 ( 628 単位)				
	要介護3 ( 700 単位)				
	要介護4 ( 768 単位)				
	要介護5 ( 838 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 ( 560 単位)	×70/100			1日につき +10単位
	要介護2 ( 628 単位)				
	要介護3 ( 700 単位)				
	要介護4 ( 768 単位)				
	要介護5 ( 838 単位)				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 入所定員を超 える場合	介護・看護職 員又は介護支 援専門員の員 数が基準に満 たない場合 又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットにお ける体制が未 整備である場 合	日常生活継続 支援加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置 加算	準ユニットケア 加算	個別機能訓 練加算	若年性認知 症入所者受 入加算	専従の常勤 医師を配置し ている場合	精神科医師に よる療養指導 が月2回以上 行われている 場合	障害者生活支 援体制加算
イ 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+23単位										
		要介護2 ( 647 単位)														
		要介護3 ( 719 単位)														
		要介護4 ( 789 単位)														
		要介護5 ( 858 単位)														
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以前に整備)〉	要介護1 ( 630 単位)														
		要介護2 ( 699 単位)														
		要介護3 ( 770 単位)														
		要介護4 ( 839 単位)														
		要介護5 ( 907 単位)														
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以後に新設)〉	要介護1 ( 623 単位)														
		要介護2 ( 691 単位)														
		要介護3 ( 762 単位)														
		要介護4 ( 831 単位)														
		要介護5 ( 898 単位)														
ロ ユニット型 地域密着型 介護福祉施設 サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 659 単位)	×97/100													
		要介護2 ( 729 単位)														
		要介護3 ( 802 単位)														
		要介護4 ( 872 単位)														
		要介護5 ( 941 単位)														
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 659 単位)														
		要介護2 ( 729 単位)														
		要介護3 ( 802 単位)														
		要介護4 ( 872 単位)														
		要介護5 ( 941 単位)														
ハ 経過的地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(1) 経過的地域 密着型介護福祉 施設サービス費 (1日につき)	(一) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 738 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+23単位									
			要介護2 ( 804 単位)													
			要介護3 ( 875 単位)													
			要介護4 ( 941 単位)													
			要介護5 ( 1,007 単位)													
		(二) 経過的地域密着型介護 福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室(平成24年4月1日以前 に整備)〉	要介護1 ( 789 単位)													
			要介護2 ( 853 単位)													
			要介護3 ( 924 単位)													
			要介護4 ( 989 単位)													
			要介護5 ( 1,054 単位)													
	(2) 旧措置入所者 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 738 単位)													
			要介護2-3 ( 844 単位)													
			要介護4-5 ( 973 単位)													
			要介護1 ( 789 単位)													
			要介護2-3 ( 894 単位)													
		要介護4-5 ( 1,021 単位)														
		(二) 旧措置入所者経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) 〈多床室(平成24年4月1日以前 に整備)〉	要介護1 ( 780 単位)													
			要介護2 ( 845 単位)													
			要介護3 ( 914 単位)													
			要介護4 ( 979 単位)													
要介護5 ( 1,043 単位)																
(1) ユニット型 介護老人福祉 施設における 経過的地域 密着型介護 福祉施設 サービス費	(一) ユニット型経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 808 単位)	×97/100													
		要介護2 ( 874 単位)														
		要介護3 ( 945 単位)														
		要介護4 ( 1,012 単位)														
		要介護5 ( 1,078 単位)														
	(二) ユニット型経過的地域 密着型介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 808 単位)														
		要介護2 ( 874 単位)														
		要介護3 ( 945 単位)														
		要介護4 ( 1,012 単位)														
		要介護5 ( 1,078 単位)														
(2) ユニット型 旧措置入所者 経過的地域密着 型介護福祉施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者 経過的地域密着型介護福祉 施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 808 単位)														
		要介護2-3 ( 915 単位)														
	(二) ユニット型旧措置入所者 経過的地域密着型介護福祉 施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 808 単位)														
		要介護2-3 ( 915 単位)														
		要介護4-5 ( 1,044 単位)														

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
へ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
ヌ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
コ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)	
ク 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ロ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	

8 複合型サービス

基本部分		注		注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)
イ 複合型サービス費 (1月につき)	要介護1 ( 13,255 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-925単位	-30単位
	要介護2 ( 18,150 単位)				-925単位	-30単位
	要介護3 ( 25,111 単位)				-925単位	-30単位
	要介護4 ( 28,347 単位)				-1,850単位	-60単位
	要介護5 ( 31,934 単位)				-2,914単位	-95単位
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)						
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(I) (1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(II) (1月につき 500単位を加算)					
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位を加算)						
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)						
ヘ 緊急時訪問看護加算 (1月につき 540単位を加算)						
ト 特別管理加算	(1) 特別管理加算(I) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) 特別管理加算(II) (1月につき 250単位を加算)					
チ ターミナルケア加算 (1月につき 2,000単位を加算)				注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算)					
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×42/1000)			注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(1)×90/100)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(1)×80/100)					

： 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注										
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護通所介護を行う場合									
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 515 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき -94単位									
			要支援2 ( 570 単位)																			
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 ( 782 単位)																			
			要支援2 ( 873 単位)																			
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 ( 890 単位)																			
			要支援2 ( 995 単位)																			
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 465 単位)																			
			要支援2 ( 516 単位)																			
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 ( 703 単位)																			
			要支援2 ( 785 単位)																			
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 ( 800 単位)																			
			要支援2 ( 893 単位)																			
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 249 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき -94単位												
		要支援2 ( 263 単位)																				
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 ( 404 単位)																				
		要支援2 ( 427 単位)																				
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 ( 466 単位)																				
		要支援2 ( 493 単位)																				
	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																				
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																				
	ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/100)																				
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)																						
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																						
				注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																		
				： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																		

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要支援1 ( 4,469 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
	要支援2 ( 7,995 単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				
: 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注		注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 ( 798 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 ( 785 単位)								
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 要支援2 ( 828 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 要支援2 ( 815 単位)								
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)								
※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。									